

消防法令違反による火災予防上の命令について

○消防法令違反による火災予防上の命令とは

鹿島地方事務組合消防本部では、管内の建物や危険物施設等について、定期的に立入検査を実施しています。

この際に、火災予防上の危険や消防法令に違反していることを確認した場合は、消防法令を遵守するよう是正を促しています。

是正されない場合は、建物等の関係者に対し命令を発することになります。

命令を発した場合には、消防法令等に基づきその旨を公示しなければなりません。

○公示の方法

公示の方法は、次のとおりです。

- 1 命令に係る建物等又は命令に係る建物等のある場所に標識の設置
- 2 命令に係る建物等を管轄する消防署等の掲示板に命令の掲出
- 3 鹿島地方事務組合ホームページへの掲載
(平成31年4月1日から運用開始)

○公示をしなければならない命令

公示を行う命令は次のとおりです。(法：消防法の略)

条 文	内 容
法第5条第1項	防火対象物の火災予防措置命令
法第5条の2第1項	防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令
法第5条の3第1項	消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令
法第8条第3項	防火/防災管理者選任命令
法第8条第4項	防火/防災管理業務適正執行命令
法第8条の2第5項	統括防火/防災管理者選任命令
法第8条の2第6項	統括防火/防災管理業務適正執行命令
法第8条の2の5第3項	自衛消防組織の設置命令
法第11条の5第1項及び第2項	危険物の貯蔵取扱基準適合命令
法第12条第2項	製造所等の基準適合命令
法第12条の2第1項及び第2項	製造所等の使用停止命令

法第12条の3第1項	製造所等の緊急使用停止命令等
法第13条の24第1項	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令
法第14条の2第3項	予防規程の変更命令
法第16条の3第3項及び第4項	製造所等についての応急措置命令
法第16条の6第1項	無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令
法第17条の4第1項	消防用設備等の設置維持命令
法第17条の4第2項	特殊消防用設備等の設置維持命令